

神戸山手短期大学学則

第1章 総 則

(目的・使命)

第1条 神戸山手短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法・学校教育法に準拠し、建学の精神に基づき、全人的な基礎教養と専門の学芸を教授し、次の時代・社会を担うにふさわしい、知的で情操豊かな人材の育成を目的とする。併せて、地域の特色と要望を的確に把握し、これに積極的に応ずることを使命とする。

2 前項に規定する目的に基づく本学の教育目標については、別に定める。

(自己評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的・使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら不断の点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を実施するにあたっての項目の設定・実施体制については別に定める。

第2章 学科及び学生定員

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
現代生活学科	100人	200人
生活学科	0人	0人
キャリア・コミュニケーション学科	0人	0人
合 計	150人	300人

第3章 授業科目

(授業科目)

第4条 授業科目は、基礎科目及び専門科目に分け、さらに必修科目と選択科目に分ける。

(単位数)

第5条 本学における授業科目、単位数並びに必修科目及び選択科目の区分は、別表Ⅰ～Ⅱのとおりである。

第4章 履修方法・課程修了の認定及び評価

(履修の年限)

第6条 全課程を2カ年に分けて履修させる。

2 1年間の授業日数は、定期試験等を含めて35週にわたるものとする。

(単位の取得)

第7条 学生は2年以上在学し、別に定める内規に従って、授業科目を履修し、62単位以上を取得しなければならない。

(履修登録)

第8条 学生は、学年の初めに、履修する授業科目を学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(単位の計算)

第9条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の形態に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。ただし、授業形態については、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(1) 講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習科目については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技科目については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(学修の評価)

第10条 学修の評価については、秀・優・良・可・不可とし、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上とし、60点以上を合格とする。

(他の短期大学又は大学等における授業科目の履修等)

第11条 本学が、教育上有益と認めるときは、本学が認める他の短期大学又は大学の授業科目の履修を許可し、当該科目を本学で履修したものとみなし、審査の上、卒業に必要な単位として認定する。

2 本学が、教育上有益と認めるときは、本学が認める大学又は短期大学以外の教育施設等における学修のうち、次の各号に該当するものを本学で履修したものとみなし、審査の上、卒業に必要な単位として認定する。

(1) 文部科学大臣が別に定める学修

(2) その他本学が認める学修

3 第1項の定めは、外国の大学等へ留学した場合にも準用する。

4 第1項、第2項及び第3項については、教授会の議を経て、学長が認定する。

5 留学に関する必要事項は別に定める。

(既修得単位の認定)

第12条 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後本学で履修したものとみなし、審査の上、卒業に必要な単位として認定する。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に本学が認める大学又は短期

大学以外の教育施設等における学修のうち、次の各号に該当するものを本学で履修したものとみなし、審査の上、卒業に必要な単位として認定する。

- (1) 文部科学大臣が別に定める学修
- (2) その他本学が認める学修
- 3 第1項の定めは、外国の大学等へ留学した場合にも準用する。
- 4 第1項、第2項又は第3項の定めにより修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、前条第1項、第2項又は第3項と合わせ、30単位を超えない範囲で、本学で履修したものとみなし、審査の上、卒業に必要な単位として認定する。
- 5 第1項、第2項、第3項及び第4項については、教授会の議を経て、学長が認定する。
- 6 留学に関する必要事項は別に定める。
(卒業)

第13条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第5章 学年・学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第15条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日より9月30日まで
- (2) 後期 10月1日より3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 学園創立記念日 5月9日
- (4) 春期休業日 学位記授与式の翌日から3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月1日から9月14日まで
- (6) 冬期休業日 12月24日から1月6日まで
- 2 前各号のほか、学長において必要と認めるときは臨時に休業することがある。
- 3 学長が必要と認めるときは、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

第6章 教職員組織及び教授会

(教職員)

第 17 条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教並びに事務職員及びその他の職員

2 教職員に関する規程は、別に定める。

3 学長は、校務をつかさどる。

(事務局、教学部)

第 18 条 本学に事務局、教学部を置く。

(教授会の任務)

第 19 条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は学長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関する規程は、別に定める。

第 7 章 入学・休学・退学及び転学

(入学)

第 20 条 入学期は、毎学年の初めとする。

(入学資格)

第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験細則（旧大学入学資格検定規程）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者

(7) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学試験)

第 22 条 入学志願者に対しては、試験を行う。

2 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、期日内に学長宛願出しなければならない。

3 既納の入学検定料は、如何なる事由があっても返還しない。

(入学手続)

第 23 条 入学試験に合格した者は入学手続時に入学金、前期分の授業料及び教育充実費とその他の納付金の年額を納付し、入学の許可を得なければならない。

2 既納の納付金は、如何なる事由があっても返還しない。

(保護者)

第 24 条 保護者は、父母又はこれに準ずる者であって、独立の生計を営む者でなければならない。

2 保護者は在学中の学生の身上に関する一切の責に任ずるものとする。

3 保護者の身分変更、その他の異動を生じたときは、その旨届け出なければならない。

(再入学)

第 25 条 本学卒業生にして、更に他の学科に入学を志願する者、又は一旦退学した者が同一学科に再入学を願い出た場合は、第 21 条及び第 22 条の規定にかかわらず選考又は審査の上、相当年次への入学を許可することがある。

(休学)

第 26 条 疾病その他、やむを得ない事由によって、2 ヶ月以上就学することを得ない者は、本学所定の用紙に保護者連署の上、医師の診断書を添え、又はその事由を記して、休学を願い出ることができる。

2 前項のほか、学長は特別の必要があると認めた者には、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

4 休学の期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

5 休学の期間は、第 7 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 27 条 休学の事由がなくなったときは、別に定める規定により、復学させることができる。

(退学)

第 28 条 退学しようとする者はその事由を詳記して、本学所定の用紙に保護者連署をもって、願い出なければならない。

(除籍)

第 29 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 26 条第 4 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(2) 学費の納付期限を過ぎ、一定期間督促してもなお納付しない者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 在学年数が 4 年を超える者。ただし休学期間は加算しない。

(転学)

第 30 条 他の大学・短期大学及び専門学校等から本学に転学を志望する者がいるときは、審査の上、入学を許可することがある。

第 31 条 本学から他の大学等へ転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転科)

第 32 条 本学に在学中の者が、学科の変更を希望するときは、審査のうえ、転科を許可することがある。

2 転科に関して必要な事項は別に定める。

第9章 科目等履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第 43 条 本学の授業科目の履修を希望する社会人等のあるときは、本学の教育・研究・財政に支障のない限りにおいて、書類選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学学則第 9 条及び第 10 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第 44 条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、本学学生の授業に妨げない限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生で所定の基準に達し、本学において定める単位を取得した者に対しては、学則第 13 条に定める卒業の資格を与えることができる。

3 外国人学生の取扱については、別に定めるもののほか、一般学生に関する規定を準用する。

第10章 賞 罰

(表彰)

第 45 条 品行方正、学力優秀な者は、教授会の議を経て表彰する。

(懲戒)

第 46 条 本学の教育方針に違反し、学校の名誉を損なう行為のあった者は、教授会の議を経て懲戒することがある。

2 前項の懲戒の種類は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 入学検定料・学費及び奨学金

(入学検定料・学費)

第 47 条 入学検定料・学費については、別表Ⅲのとおりとする。

(学費の納期)

第 48 条 前条の学費（入学金を除く）の納期を 2 期に分け、前期を 4 月末日、後期を 9 月末日とする。

(再入学者の学費)

第 49 条 本学の卒業生で、更に他の学科を志願した場合、又は一旦退学した者が同一学科に再入学を願い出た場合、選考の上再入学を許可された者の入学金は再入学年度の 2 分の 1 とし、授業料及び教育充実費は再入学年度と同じ額とする。

(休学者の在籍料)

第 50 条 休学を許可された者は、その者の入学年度の学費のうち、その算定基礎額（授業料・教育充実費の合計額）の 20 パーセントに相当する額を在籍料として納付するものとする。ただし、教育充実費のうち実験実習費を除く。

(復学者の学費)

第 51 条 学則第 26 条による休学者が復学した場合の学費は、その者の入学年度の額と同額とする。ただし、入学金は不要とする。

(留年者の学費)

第 52 条 単位未取得のため卒業（修了）延期となった者の学費は、別に定める。

(停学者の学費)

第 53 条 停学中の者は、学費（入学金を除く）の全額を納付するものとする。

(奨学金)

第 54 条 必要があると認めた場合は、学生に対して、学費を貸与することがある。

2 前項に関する規定は、別に定める。

第 12 章 保健施設

(保健)

第 55 条 本学に保健室を設け、教職員及び学生の保健に資する。

第 13 章 図書館

(図書館)

第 56 条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館には、図書館長その他の職員を置く。
- 3 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する学生定員は平成 4 年度までの間は次のとおりとする。

年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度～ 平成 3 年度	平成 4 年度
----	----------	----------------------	---------

学科	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科	250	410	250	500	240	490
英文学科	150	230	150	300	120	270
国文学科	150	230	150	300	120	270
教養学科	110	160	110	220	100	210
芸術科	70	120	70	140	50	120
音楽科	60	100	60	120	40	100
計	790	1,250	790	1,580	670	1,460

附 則

- この学則は平成3年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度	平成3年度		平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科	300	550	290	590	290	580	240	530
英文学科	200	350	170	370	170	340	120	290
国文学科	200	350	170	370	170	340	120	290
教養学科	180	290	170	350	170	340	100	270
芸術科	90	160	70	160	70	140	50	120
音楽科	60	120	40	100	40	80	40	80
計	1,030	1,820	910	1,940	910	1,820	670	1,580

附 則

- この学則は平成4年4月1日から施行する
- 第3条に規定する学生定員は平成12年度までの間は次のとおりとする。
- この学則施行に必要な細則は、別にこれを定める。

年度	平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科	300	600	240	540
英文学科	200	400	120	320
国文学科	200	400	120	320
教養学科	180	360	100	280
芸術科	90	180	50	140
音楽科	60	120	40	100

計	1,030	2,060	670	1,700
---	-------	-------	-----	-------

附 則

- 1 この学則は平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成5年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成6年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成6年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成7年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成7年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成8年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成9年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成10年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成11年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 3 第3条に規定する学生定員に臨時定員を加え、平成11年度の定員は次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
生 活 学 科	210	510
英 文 学 科	150	350
国 文 学 科	150	350
教 養 学 科	0	180
芸 術 科	80	170
音 楽 科	60	120
合 計	650	1,680

附 則

- この学則は平成12年4月1日から施行する。
- この学則は平成12年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 第3条に規定する学生定員に臨時定員を加えた、平成12年度以降平成16年度までの定員は次のとおりとする。

学 科	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	210(0)	420(60)	210(0)	420(0)	210(0)	420(0)
英語文化学科	150(40)	300(120)	140(30)	290(70)	130(20)	270(50)
日本語・日本文学科	136(36)	286(116)	127(27)	263(63)	118(18)	245(45)
芸 術 科	74(24)	154(64)	68(18)	142(42)	62(12)	130(30)
音 楽 科	50(10)	110(30)	47(7)	97(17)	45(5)	92(12)
合 計	620(110)	1270(390)	592(82)	1212(192)	565(55)	1157(137)

学 科	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	210(0)	420(0)	210(0)	420(0)
英語文化学科	120(10)	250(30)	110(0)	230(10)
日本語・日本文学科	109(9)	227(27)	100(0)	209(9)
芸 術 科	56(6)	118(18)	50(0)	106(6)
音 楽 科	42(2)	87(7)	40(0)	82(2)
合 計	537(27)	1102(82)	510(0)	1047(27)

() 内は臨時定員を内数で表す。

附 則

- この学則は平成13年4月1日から施行する。

- 2 この学則は平成13年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 3 第3条に規定する学生定員に臨時定員を加えた、平成13年度以降平成16年度までの定員は次のとおりとする。

学 科	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	210(0)	420(0)	210(0)	420(0)	210(0)	420(0)
英語文化学科	140(30)	290(70)	130(20)	270(50)	120(10)	250(30)
日本語・日本文化学科	127(27)	263(63)	118(18)	245(45)	109(9)	227(27)
表現芸術学科	115(25)	239(59)	107(17)	222(42)	98(8)	205(25)
合 計	592(82)	1212(192)	565(55)	1157(137)	537(27)	1102(82)

学 科	平成16年度	
	入学定員	収容定員
生活学科	210(0)	420(0)
英語文化学科	110(0)	230(10)
日本語・日本文化学科	100(0)	209(9)
表現芸術学科	90(0)	188(8)
合 計	510(0)	1047(27)

()内は臨時定員を内数で表す。

附 則

- 1 この学則は平成14年2月12日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成14年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 3 第3条に規定する学生定員に臨時定員を加えた、平成14年度以降平成16年度までの定員は次のとおりとする。

学 科	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	210(0)	420(0)	210(0)	420(0)	210(0)	420(0)
英語文化学科	130(20)	270(50)	120(10)	250(30)	110(0)	230(10)
日本語・日本文化学科	118(18)	245(45)	109(9)	227(27)	100(0)	209(9)
表現芸術学科	107(17)	222(42)	98(8)	205(25)	90(0)	188(8)
合 計	565(55)	1157(137)	537(27)	1102(82)	510(0)	1047(27)

()内は臨時定員を内数で表す。

附 則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成15年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 3 第3条に規定する学生定員に臨時定員を加えた、平成15年度以降平成16年度までの定員は次のとおりとする。

学科	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	200(0)	410(0)	200(0)	400(0)
英語文化学科	100(0)	230(20)	100(0)	200(0)
日本語・日本文化学科	100(0)	218(18)	100(0)	200(0)
表現芸術学科	90(0)	197(17)	90(0)	180(0)
合 計	490(0)	1055(55)	490(0)	980(0)

()内は臨時定員を内数で表す。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成16年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。但し、第1条及び第16条については、在学生にも適用する。

学科	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	200(0)	400(0)	200(0)	400(0)
英語文化学科	100(0)	200(0)	50(0)	100(0)
日本語・日本文化学科	100(0)	200(0)	50(0)	100(0)
表現芸術学科	90(0)	180(0)	90(0)	180(0)
合 計	490(0)	980(0)	390(0)	780(0)

()内は臨時定員を内数で表す。

附 則

- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成17年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成17年12月1日から施行する。

学 科	平成18年度	
	入学定員	収容定員
生活学科	200(0)	400(0)
キャリア・コミュニケーション学科	70(0)	140(0)
表現芸術学科	90(0)	180(0)
合 計	360(0)	720(0)

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成18年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

学 科	平成 20 年度	
	入学定員	収容定員
生 活 学 科	130人	260人
キャリア・コミュニケーション学科	70人	140人
表 現 芸 術 学 科	50人	100人
合 計	250人	500人

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は平成 21 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は平成 22 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は平成 23 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は平成 24 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

学 科	入学定員	収容定員
生 活 学 科	130人	260人
キャリア・コミュニケーション学科	70人	140人
表 現 芸 術 学 科	30人	60人
合 計	230人	460人

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

学 科	入学定員	収容定員
生 活 学 科	100人	200人
キャリア・コミュニケーション学科	50人	100人
表 現 芸 術 学 科	0人	0人
合 計	150人	300人

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成26年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成28年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

学 科	入学定員	収容定員
現 代 生 活 学 科	100人	200人
合 計	100人	200人